

東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務

2 目的

「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課）によると「一般廃棄物処理基本計画は目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するもの」とされている。

現行の「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」は、令和7年度に策定から5年が経過し、中間目標年度をむかえるため、現行計画策定以降の国による循環型社会形成に向けた法体系の整備動向等を踏まえ、令和8年度を初年度として令和17年度を最終目標年度とする「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

令和6年度

(1)業務実施計画書作成

業務の実施に先立ち、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、承認を得て業務を実施する。

(2)基礎調査

次のア～オに基礎調査の内容を記載しているが、調査の実施内容・実施方法等は、より有効な提案に替えることができるものとする。

ア 国の法律・計画・手引き等の整理

「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「各種リサイクル法」など関連法や計画について内容を整理・把握する。

イ 社会情勢の変化と動向

地球温暖化防止や低炭素社会の構築、食品ロスや海洋プラスチックごみ削減のため市民・事業者・行政の協働による取組みの展開、家庭系ごみの有料化の浸透など、社会情勢の変化と動向について把握する。

ウ 家庭系ごみ質調査

東大阪市内から、市平均のごみ質が把握できるよう3地区を選定し、家庭系ごみ〔粗大ごみを除く、家庭ごみ、不燃の小物（乾電池・ライター・使用済小型電子機器等含む）、プラスチック製容器包装〕の組成調査を行う。調査場所は東大阪市が提供するとともに、

調査後のごみの廃棄は東大阪都市清掃施設組合の内で処理する。サンプリングは東大阪
市が、分類作業等については受託者が行い、その一切の経費等については原則、受託者
において負担すること。

なお、サンプリングした家庭ごみについては、地区ごとに分類するものとし、不燃の
小物およびプラスチック製容器包装については、全市分をまとめて分類するものとする。

ごみ質調査の分類項目、サンプリング方法等については、受託者が設定する考え方と
ともに提案すること。なお、分類項目はごみ減量の進捗状況や今後の減量施策・目標を
設定するために必要とする項目内容とし、概ね 100 項目以上を設定して調査を行うこと
とする。また、食品ロスの排出実態およびプラスチックに係る資源循環の促進等に関す
る法律における分別収集物の排出実態を明らかにすること。分類に関しては、それぞれ
「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（環境省）」、「プラ
スチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（環境省）」を参考に実施すること。サンプリ
ング地区は、市平均のごみ質が把握できるよう 3 地区を選定すること。また、調査量は
家庭ごみについては 1 地区 200kg、不燃の小物およびプラスチック製容器包装について
は全量を調査する。さらに、サンプリング方法についても、今回の目的に沿って適切な
方法とすること。

(7) 調査対象地区

集合住宅地区、戸建住宅地区など住宅形態別に選定する 3 地区を調査対象とする。

(イ) 調査実施日時等

○サンプリングおよび分類作業

時期：令和 6 年 9 月～10 月（予定）

※実施日時等の詳細については、別途、本市担当者と協議して決定する。

エ 事業系ごみの現状把握

他市で実施されている事業系ごみ質調査等の結果をもとに、本市内に立地する事業者
の業種分布等から、本市から排出される事業系一般廃棄物の特性を把握する。

オ 事業系ごみ減量施策の立案

他市の先進事例や本市内に立地する事業者へのヒアリングなどをもとに、本市の事業
系ごみ減量に向けた手法に関する情報収集と減量施策を立案する。

(3) 現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画課題の把握

現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について整理するとともに、改訂に
あたっての計画課題を把握する。

(4) 成果品

- ・電子媒体による東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書
- ・作業経過等の画像（各調査の作業経過が分かるもの）
- ・提出〆切：令和 7 年 3 月 31 日

令和7年度

(1)業務実施計画書作成

業務の実施に先立ち、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、承認を得て業務を実施する。

(2)ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画（令和2年3月）の考え方を基本として検討を進める。

次のア～ウに策定業務の内容を記載しているが、調査の実施内容・実施方法等は、より有効な提案に替えることができるものとする。

ア 計画課題に対する今後の対応施策の検討

「基礎調査」で把握された計画課題について、そして解決すべき優先度が高い課題について、法体系の整備動向、社会情勢の変化、東大阪市のこれまでの取り組みの経緯、ごみ排出の実態、先進都市の取り組み事例等を踏まえて対応施策を検討する。

イ ごみ発生量の予測、減量目標値や計画収集量等の設定

「基礎調査」で検討した結果を受けて、また、近年のごみ排出量や資源化量の実績を踏まえて、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の10年分の計画フレームを設定する。データとしては20年分用意する。

ウ 「ごみ処理基本計画」（案）について

ア「計画課題に対する今後の対応施策の検討」を踏まえ、また、「東大阪市廃棄物減量等推進審議会」及び「東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」による各委員の意見を反映させ、策定する。

(3)「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」（案）の策定

(2)を踏まえ、令和8年度を初年度として、令和17年度を最終目標年度とする10年間の「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」（案）を策定する。

(4)作業スケジュール

作業スケジュールは概ね次のとおりとすること。

- | | |
|------------|-----------|
| (1)第1次素案提出 | 令和7年6月下旬 |
| (2)第2次素案提出 | 令和7年10月下旬 |
| (3)最終案提出 | 令和8年2月下旬 |
| (4)成果品審査 | 令和8年3月中旬 |

(5)成果品

- ・電子媒体による東大阪市一般廃棄物処理基本計画書及び概要版の原稿 一式
- ・その他資料（基本フレーム算定資料 等） 一式
- ・提出〆切：令和8年3月31日

6 秘密保持

本業務により知り得た個人情報等をはじめとする事項は秘密を保持し、東大阪市の許可なく他に使用してはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄するものとする。

7. 業務実施にあたっての留意事項

- ① 常に東大阪市担当職員と連絡を密にして業務にあたること。
具体的には1ヶ月に1回程度の打合せに受託会社の本業務の担当者が出席すること。
- ② 東大阪市生活排水処理基本計画、東大阪市食品ロス削減推進計画の策定への支援等を行うこと（策定主体は市）。
- ③ 業務の進捗状況については、東大阪市担当職員の指示により定期的に報告すること。
- ④ 委託業務内容に疑義が生じた場合は、東大阪市担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- ⑤ 個人情報の保護については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によるものとする。
- ⑥ 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏をしないこと。
- ⑦ 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに本市に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、受託者の責による損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切を処理すること。
- ⑧ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とすること。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、個人情報を取り扱う業務を東大阪市（以下「発注者」という。）から受託することに鑑み、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関係法令を遵守することを通じて、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 本特記仕様書において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める情報とし、番号法第2条第8項に定める「特定個人情報」を含むものとする。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、個人情報取扱事務において、次の各号に掲げる法令その他関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報保護法
- (2) 番号法
- (3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）
- (4) 東大阪市情報セキュリティポリシー（平成20年12月1日策定）

(責任体制の整備)

第4条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第5条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合は、事前に書面により、発注者に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第6条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。
- 4 受託者は、発注者の事務所で作業を行う場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第7条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第8条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受託者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、在職中及び退職後においても、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 受託者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第9条 受託者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10条 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第11条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

1 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所において、個人情報を複製又は複写しないこと。

2 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

3 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 12 条 受託者は、本委託業務中に知り得た個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 13 条 受託者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第 14 条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第 15 条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 16 条 発注者は、受託者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 17 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。